

## 多摩市たま広報及び公式ホームページ等広告掲載等取扱基準

|       |        |    |
|-------|--------|----|
| 平成20年 | 9月20日  | 施行 |
| 平成21年 | 3月16日  | 改正 |
| 平成22年 | 3月1日   | 改正 |
| 平成23年 | 11月15日 | 改正 |
| 平成25年 | 6月20日  | 改正 |
| 平成28年 | 3月5日   | 改正 |
| 平成31年 | 1月22日  | 改正 |
| 令和2年  | 1月24日  | 改正 |

(趣旨)

第1条 この基準は、地域産業及び地域経済の振興、自主財源の確保等を図るため、多摩市が編集・発行する「たま広報」及び多摩市が管理・運用するホームページ（以下「ホームページ」という。）等秘書広報課が所管する情報媒体に広告を掲載することに関し、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この取扱基準において「広告主等」とは、広告主及び広告代理店をいう。

(掲載できる広告の範囲)

第3条 掲載できる広告の範囲は、市の信用及び品位を損なうことのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) 社会問題、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (5) 投機的商品及び靈感商法など不良商法と認めるものの広告
- (6) 消費者金融、出資者及び出資金の募集広告
- (7) 求人広告
- (8) 債権取立て、回収等の広告
- (9) 特殊な結社団体の広告
- (10) 興信所等の広告
- (11) 法規に触れる危険物の販売広告
- (12) 法律の定めのない医療類似行為その他危険を伴う民間療法の広告
- (13) 人権を害するおそれがある広告
- (14) 法律で禁止されている商品や無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供する広告
- (15) 他をひぼう、中傷又は排斥する等社会的に不適切な広告
- (16) 多摩市暴力団排除条例（平成25年多摩市条例第14号）第2条第1号から3号までに規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者が経営支配する事業者等若

しくは暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与している事業者等に係る広告

- (17) 重大な法令違反その他社会的信用を著しく損なうような問題を起こした事業者並びに行政処分又は刑事処分等の不利益処分を受け、改善がなされていない事業者に係る広告
- (18) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っている事業者、役員又はこれに準ずる者が破産者で復権を得ない者に係る事業の広告
- (19) 市税を滞納している者の事業の広告
- (20) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- (21) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (22) 法令等に基づく許認可等を受けていない事業者、商品又はサービスに係る広告
- (23) 実態、責任の所在、目的及び内容が不明確な広告
- (24) その他掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(掲載順位)

第4条 掲載する広告の順位は、次の各号の順序とする。ただし、同順位のものから募集枠以上に申込みがあるときは、抽選により決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 民間企業のうち公共的性格のある企業で、市内に事業所を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の民間企業で、市内に事業所を有するもの
- (4) その他広告を掲載する企業又は団体として妥当であると市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、印刷物等の内容等を考慮し、効果的な広告をすることが望ましいと認められる場合は、掲載順序を変更することができる。

(掲載位置)

第5条 広告掲載の位置は、多摩市長(以下「市長」という。)が指定する位置とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、原則としてたま広報及びホームページに掲載し、随時行うものとする。

(申込み)

第7条 広告掲載希望者は、所定の広告掲載申込書(第1号様式・第2号様式)に広告原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

2 広告掲載希望者は、多摩市契約事務規則(昭和39年多摩市規則第10号)第35条に定める指名業者登録名簿に登録されていない場合は、前項の申込みの際、次の各号に掲げる書類を市長に提示又は提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(個人事業主、市民団体、法人格のない任意団体等及び個人を除く。)
- (2) 法人にあっては直近の決算に係る法人市民税納税証明書、個人にあっては前年分の市民税納税証明書

- (3) 業務内容等がわかる書類
- (4) 業種により必要とされる資格証明書、届出書、許可証等の写し
- (5) 個人事業主にあつては開業届の写し（新規事業の場合は事業計画書）及び直近の確定申告書（決算期前の場合を除く）
- (6) 市民団体、法人格のない任意団体等にあつては規約又は定款及び直近の決算報告書（決算期前の場合には予算書）
- (7) 個人及び開業前の個人事業主は運転免許証、旅券、個人番号カード表面等顔写真付の公的な本人確認書類
- (8) その他、第3条各号に該当しないことを確認するため、市長が必要と認める書類（掲載の決定）

第8条 市長は、前条の申込みがあつたときは、掲載の可否を決定し、その結果を広告掲載決定通知書（第3号様式・第4号様式）又は広告非掲載決定通知書（第5号様式・第6号様式）により広告掲載希望者に通知するものとする。

（掲載決定変更の申請）

第9条 広告掲載の決定を受けた広告主等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載決定変更申請書（第7号様式）により市長に申請することができる。

- (1) 別表1に規定する規格について、既に決定を受けた規格を当該規格より拡大することを希望する場合
- (2) バナー広告の市公式ホームページの掲載の階層について、既に決定を受けた市公式ホームページのトップページ以外からトップページへ変更することを希望する場合
- (3) その他、市長が特に必要と認める場合  
（変更の決定）

第10条 市長は、前条の規定により、変更申請があつたときは、その内容を審査して変更の可否を決定し、広告掲載変更決定通知書（第8号様式・第9号様式）又は広告掲載変更不可決定通知書（第10号様式・第11号様式）により、申請者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付及び経費の負担等）

第11条 広告主は、広告掲載料として、たま広報の広告にあつては別表1に定める額を、バナー広告にあつては別表2に定める額を、市長が指定する方法により納付しなければならない。ただし、広告代理店が市長に納付する額については、この限りでない。

2 第17条第1号ア後段の規定により規格の大きさが縮小された場合においても、広告掲載料は変更しない。

3 前条の規定により広告掲載変更決定を受けた場合の広告掲載料は、たま広報の広告にあつては変更決定後の規格に応じ別表1に定める額とし、バナー広告にあつては、トップページ以外に掲載した月数に応じ別表2に定める額とトップページに掲載する月から掲載終了までの間の月数に応じ別表2に定める額の合計とし、市長が指定する方法により納付するものとする。ただし、広告代理店が市長に納付する額については、この限りでない。

4 広告掲載変更決定後に広告主が納付すべき広告掲載料の額は、別表3に定める算出方により算出する額とする。

5 広告の版下原稿は広告主等の負担で作成し、市長が指定する方法及び期日までに提出するものとする。

(掲載の取消し)

第12条 市長は、広告の掲載決定後においても、次のいずれかに該当する場合は、掲載を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに版下原稿が提出されないとき。
- (2) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 市長がたま広報の編集又は発行に支障があると認めたとき。
- (4) 市長がホームページの更新又は運用に支障があると認めたとき。
- (5) 第3条に違反したとき。

(広告掲載料の返還)

第13条 たま広報への広告掲載の決定後、広告主等の責に帰さない理由により、広告掲載がなされなかった場合は、広告掲載料の一部又は全部を返還する。

2 バナー広告掲載期間内に、市の責に帰すべき理由によりホームページを閉鎖した場合は、別表4のとおり広告掲載料を返還する。

3 前2項の規定により、広告掲載料の一部を返還する場合、1月に満たない場合には日割り算出した額を還付するものとする。

(広告主等の責務)

第14条 広告主等は、掲載された広告の内容等に関する全ての責任を負うものとする。

2 広告主等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害していないこと又は権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。

3 広告主等は、第三者から広告に関連し損害賠償請求等がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第15条 広告主等は、広告掲載後、その責に帰すべき理由により、市に損害を与えた場合は、それにより生じた損害を市に賠償するものとする。

(広告付き封筒の受入れ)

第16条 市長は、広告が掲載された封筒(以下「封筒」という。)を受け入れることができる。

2 封筒の受入れ決定は、この基準に基づき各所管課長が判断するものとする。

3 封筒の受入れを決定した場合は、提供者と封筒の作成等に関する書面を交換するものとする。

(たま広報の広告規格等)

第17条 前条までに定めるもののほか、たま広報の広告の取扱いは次のとおりとする。

(1) たま広報の広告の規格は、次の要件を満たすものとする。

ア 規格の大きさは、縦4.5センチメートル、横8センチメートルを基準枠とし、別表1のとおりとする。なお、紙面編集の都合により、最大95%の大きさまで縮小することができる。

イ 色は2色とし、たま広報の各号の色に合わせるものとする。

(2) 掲載位置及び掲載枠は、原則として7面又は8面の下段に掲載し、基準枠で面に

つき最大6枠とする。ただし、特別号は市長の定める位置に掲載する。

- (3) 広告主等は、版下原稿作成前に必ず市に協議した上で、市長が指定する日までに当該版下原稿を提出しなければならない。

(バナー広告の規格、掲載期間等)

第18条 ホームページのバナー広告の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) バナー広告の規格は、次の要件を満たすものとする。

ア 大きさは、市が指定したものとする（横90×縦50ピクセル）。

イ ファイル形式は、GIF形式で4キロバイト以内（アニメーションは不可とする）。

ウ 代替テキスト（ALT属性）は、企業、団体等の正式名称とする。

エ JIS規格を遵守し、アクセシビリティに配慮したものとする。

- (2) 掲載位置及び掲載枠数は、市が指定する位置及び枠数とする。

- (3) 広告主等は、版下原稿作成前に必ず市に協議した上で、市長が指定する日までに当該版下原稿を提出しなければならない。

- (4) 広告掲載期間は、1箇月とする。ただし、ホームページ更新等に支障のない範囲内で、12箇月まで掲載期間とすることができる。

- (5) 掲載開始日は当該掲載を開始する月の最初の開庁日とする。掲載終了日は当該掲載を終了する翌月の最初の開庁日とする。

- (6) 広告の掲載は、広告掲載希望1回につき、1枠を使用することを原則とする。

- (7) バナー広告のリンク先がウイルスに感染したと認められた場合は、直ちに市に報告を行なうこと。ウイルスの感染が完全に解消され、安全の証明ができるまで掲載は不可とする。

(適用除外)

第19条 広告代理店については、第11条の規定は適用しない。

(その他の媒体の扱い)

第20条 市長は、たま広報及び公式ホームページ以外の情報媒体に掲載する広告を募集する場合に、この基準を準用することができる。

(その他)

第21条 この取扱基準において、実務における通知書の決定は、企画政策部広報担当課長を決裁権者とする。

附 則

この基準は、令和2年3月1日から施行し、同日以後に申込又は申込内容の変更を申請するものから適用する。

別表 1 (第 11 条、第 17 条関係)

1 段広告

| 区分       | 規格           | 広告掲載料   |
|----------|--------------|---------|
| 1号 (基準枠) | 4.5センチ×8センチ  | 30,000円 |
| 2号       | 4.5センチ×12センチ | 45,000円 |
| 3号       | 4.5センチ×16センチ | 60,000円 |
| 4号       | 4.5センチ×24センチ | 90,000円 |

2 段広告

| 区分 | 規格         | 広告掲載料    |
|----|------------|----------|
| 5号 | 9センチ×8センチ  | 60,000円  |
| 6号 | 9センチ×12センチ | 90,000円  |
| 7号 | 9センチ×16センチ | 120,000円 |
| 8号 | 9センチ×24センチ | 180,000円 |

別表 2 (第 11 条関係)

| 掲載月数  | 市公式ホームページ        |                    | 上記以外で市が管理・運用するホームページ |
|-------|------------------|--------------------|----------------------|
|       | トップページの<br>広告掲載料 | トップページ以外の<br>広告掲載料 | トップページの<br>広告掲載料     |
| 1 箇月  | 20,000円          | 10,000円            | 5,000円               |
| 2 箇月  | 39,000円          | 20,000円            | -                    |
| 3 箇月  | 57,000円          | 30,000円            | 15,000円              |
| 4 箇月  | 74,000円          | 40,000円            | -                    |
| 5 箇月  | 90,000円          | 50,000円            | 30,000円              |
| 6 箇月  | 105,000円         | 60,000円            | -                    |
| 7 箇月  | 119,000円         | 70,000円            | -                    |
| 8 箇月  | 132,000円         | 80,000円            | -                    |
| 9 箇月  | 144,000円         | 90,000円            | -                    |
| 10 箇月 | 155,000円         | 100,000円           | -                    |
| 11 箇月 | 165,000円         | 110,000円           | -                    |
| 12 箇月 | 174,000円         | 120,000円           | -                    |

別表 3 (第 11 条関係)

| 種類    | 変更決定後に納付すべき広告掲載料の額  |
|-------|---|
| たま広報  | 変更決定後の規格に応じ別表 1 に定める額から納入済みの広告掲載料を差し引いた額  |
| バナー広告 | トップページ以外に掲載した月数に応じ別表 2 に定める額とトップページに掲載する月から掲載終了までの間の月数に応じ別表 2 に定める額の合計から変更決定前に納入済みの広告掲載料を差し引いた額 |

別表 4 (第 13 条関係)

| 閉鎖した時間             | 返還する額               |
|--------------------|---------------------|
| 初 日 3 時間以上 24 時間以内 | 1 か月広告掲載料の 3 %      |
| 2 日目以降 24 時間毎      | 閉鎖日数×1 か月広告掲載料の 3 % |